

大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

- ① 区域 **大阪府全域**
- ② 期間 **令和2年5月23日から令和2年5月29日**
- ③ 実施内容 **緊急事態宣言の区域解除を受けて、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除**

ただし、府内で未だ感染者が確認され、確立された治療法やワクチンもないことから、府民や事業者などに、適切な感染予防対策の実施とともに、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」登録・利用の協力を要請。あわせて、以下の内容の協力を要請。

●外出について（特措法第24条第9項）

府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。

その際、特に次の内容について協力を要請。

1. 接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること
2. 不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること

●イベントの開催について（特措法第24条第9項）

全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請

全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請

●施設の使用について →詳細は2ページ～4ページを参照

全国でクラスターが発生した施設は、施設の使用制限等を要請（特措法第24条第9項）

上記以外の施設は、施設の使用制限等の要請を解除

施設の使用について①

1. 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設区分	施設内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除 飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月21日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

施設区分	施設内訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

施設の使用について②

2. 特措法により休止を要請する施設

・全国でクラスターが発生した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
運動施設、 遊技施設	スポーツクラブ	

3(1) 特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設 (5月23日から休止要請を解除する施設)

・全国でクラスターが発生した施設の類似施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	ダンスホール、性風俗店	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえた感染拡大予防ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを遵守することを条件に休止要請を解除 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討
運動施設、 遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設 (スポーツクラブを除く)	

施設の使用について③

・全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設（1,000㎡超）、集会・展示施設、文教施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設 （クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡を超える施設）	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底することの協力を要請 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請
運動施設、遊技施設 （クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡を超える施設）	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討
集会・展示施設 *貸会議室を除く	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館	
文教施設	学校（大学等を除く。）	

学校における教育活動の再開について（令和2年5月25日（月）からの対応）

	第1段階 5/25(月)~29(金)	第2段階 6/1(月)~5(金)	第3段階 6/8(月)~12(金)	第4段階6/15(月)~
学校再開までの流れ	<p>「休校」継続 分散登校の実施 ・週2回程度 ・10~15人/教室</p> <p>※最終学年については、1学級20人程度による授業日の設定を可能とする。</p>	<p>「学校再開（分散+短縮）」</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>1学級 20人程度 分散+短縮授業</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: #FFC000;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>1学級 20人程度 分散+短縮授業 時間増</p> </div> </div> <p>最終学年はより多くの授業時間数を確保する</p>		<p>「学校再開（本格）」 通常授業の実施</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>1学級 40人程度</p> </div>
考え方	<p>○最終学年への配慮として、「最終学年のみ授業日」を設定することは可とするが、登校しない児童生徒は、欠席扱いとしない。（※）</p>	<p>○学校再開スタートアップ位の位置づけ。 ○「身体的距離の確保」と「滞在時間の短縮」の組み合わせによる。 ○学校行事・部活動は実施しない。 ○登校しない児童生徒は、欠席扱いとしない。（※）</p>		<p>○学校本格再開（学校行事・部活動等実施可） ○ソーシャルディスタンス確保の観点も踏まえ、可能な場合は、35人以下や少人数指導などの授業展開を検討。 ○登校しない児童生徒は、欠席扱いとしない。（※）</p>

※ 合理的な理由があると校長が判断する場合には（中略）欠席とはしない場合もありうる（R2.5.13 文科省通知）

府民の皆さまへ（お願い）



接待を伴う飲食店など、クラスターが発生した施設への
外出は控えてください



不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動は控えてください



「三つの密」を避け、**感染防止対策**を徹底してください
（身体的距離の確保（2m程度）、マスク着用、手洗い）



在宅勤務(テレワーク)の活用など、**新しい生活様式**を実践してください